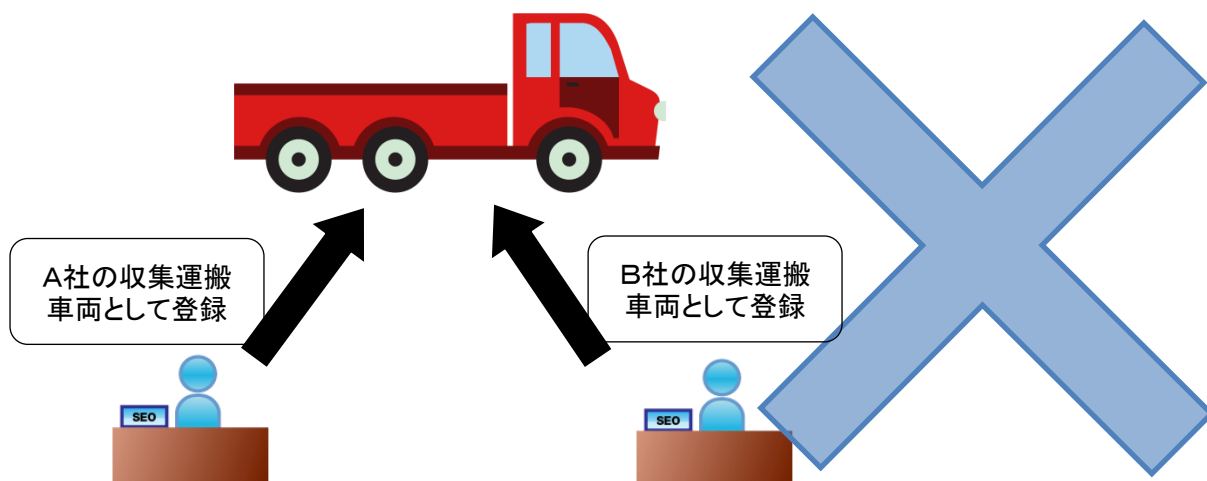


産業廃棄物を運搬する車両の 重複登録禁止について

宮城県内では、1台の車両を複数の産業廃棄物収集運搬許可業者が同時に登録することはできません。



事業者間において車両の貸し借りをする場合は、借りた方の増車の変更届、貸した方の減車の変更届の提出がそれぞれ必要となります。

変更届は変更後10日以内に提出するよう定められています。届出のない場合、届出義務違反となることもありますので、お忘れのないように確認をお願いします。

- ◆ 変更届の提出は郵送でも受け付けております。
変更届のてびきをご覧になり、所管する窓口に所定の添付書類を添えて、持参するか郵送してください。